

## 論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第	号
------	-------	---

氏 名 謝 祺 (XIE Qi)

論 文 題 目

清代長江中上流域の塩政における官僚の運用

論文審査担当者

主査	名古屋大学准教授	林 謙一郎
委員	名古屋大学教授	井 上 進
委員	名古屋大学教授	加藤 久美子
委員	名古屋大学教授	古尾谷 知浩

# 論文審査の結果の要旨

## 【本論文の概要】

近世以後の中国王朝においては専売品である塩の生産・販売を通じて得られる収入が国家財政の重要な部分を占め、それを扱う専門行政である「塩政」は中央政府の重視するところであった。先行研究では最大の塩生産地であった両淮地区の海塩生産に注目し、中央集権の維持のため極めて固定的な塩政が構築されたことが強調されたが、同時に地方官僚がこれを柔軟に運営していた事実も指摘される。また近年、四川など淮塩の販売区以外の地域ではそれとは異なる塩政が行われたとの指摘もあるが、多くは清末の状況からの展望であり、清代中国西南の塩政を通時的・実証的に明らかにした研究は見いだしがたい。自身が中国西南の出身であり、来日前には四川大学で学んできた筆者による本研究は、塩政をめぐる中央の統制的・固定的な政策・制度と、地方官僚の自主的な運用との相互関係の解明を通じて、中央集権国家の典型とみなされる清朝治下における中央と地方のせめぎ合いを描き出そうとしたものである。

本論文は二部に分かれる。第1部においては清朝前近代期における官僚の自主的な塩政の運用と中央の管理の相互関係を検討する。第一章は清初の四川当局と中央の間の塩政の奏銷・考成制度の回復に関する争論を検討し、税収の増加と共に官僚に対する監督・評定が重視されていたことを指摘する。第二・三章で扱う三藩の乱平定後に実施された塩政の諸制度には地方当局による変革が行われ、特に四川では専銷専岸制度を破っていたが、代銷による定額達成の実績を百年にわたって積むことで中央に正規化された。官僚の自主的な運用は定額を達成し、財政収入を確保する限り中央に容認されたのである。第四・五章で扱う雲南では運銷の困難から官運制が実施されたが、汚職防止の名目で運用コストが定額化され、自主的な運用を容認する代償として奏銷・考成制度を通じた運銷定額の達成が厳しく要求された。第六章は川塩の湖北進出の経緯を通じて、販売定額を達成している限りは中央に容認された同販売区内の改革とは異なり、販売区を越えた運銷制度改革には大きな制限があったことを述べる。

第2部においては、近代期における中央政府の財政緊迫の状況下、中央が地方に下した財政要求の額が大幅に拡大し、それに伴い官僚の自主性も大幅に拡大したことが、最終的に中央集権的財政の崩壊につながったことを述べる。第七章は湖広地方の販売権限を巡る争論において、協餉の提供という中央の要求に応じた支出が、各省の利益を主張する重要な根拠となったことを述べる。第八章は岑毓英などの雲南当局は塩政からの収入で軍費を調達していたが、それが中央の要求に応じるものであったために、このことを通じて雲南地方長官の財政権限の拡大を招いたことを明らかにする。第九章で扱う張之洞の塩政管理の強化においても、彼が湖広総督の自主的な塩政を空前に拡大することができた要因が、それが中央の下した軍餉調達・賠償金調達などの財政要求に応じるものであった点にあることが述べられる。

長江中上流域の清代塩政における中央政府と地方官僚の自主的な運用の相互関係を通

## 論文審査の結果の要旨

観すると、中央は官僚の監察および財政収入の確保のために塩政収入に固定的な目標値と販売区を定め、これを指標として官僚の自主性を抑制し、集権体制を維持しようとしたが、定額を達成している限り地方官僚の自主性をある程度は認めざるをえなかった。近代にいたって中央の財政需要が大幅増加し、地方政府に対する要求額つまり新たな定額も大幅に拡大した。それは官僚の自主的な行動を大幅に容認することとなった。もはや定額の官僚自主性に対する抑制の役割は失われ、そのことが中央集権弱化の一つの要因となったのである。

### 【本論文の評価】

本論文は塩政を扱っているが、決していわゆる社会経済史・財政史を主眼とした研究ではなく、塩政を通じて地方の官僚がいかに関税を運用していたか、しばしば中央の敷いた規範から逸脱する地方官僚の塩政の運用と中央の関係はどのようであったか、という点こそが中心的な検討課題である。督撫と呼ばれる清代の地方長官はきわめて大きな権限を有したとされるが、彼らが塩政の販売定額と考成とに縛られながら、いかに自主性を発揮していったか、逆に中央がいかに関税体制を貫徹しようとしたかという両者のせめぎ合いに注目したところに本論文の特徴がある。

中国西南地方における製塩は、沿海地方の海塩と異なるのはもとより、中国北部・西北部内陸地方の岩塩とも異なっており、地中深く井戸を掘って塩分を多く含む地下水を汲み上げ、それを煮て塩を得るといった特異な方法をとる。塩井の多くは交通の不便な山地に分布するため、燃料の調達や、生産した塩を搬出するコストが塩そのものの価格に影響する。したがって、そこで行われる塩政も中原地域とはかなり異なるのは当然である。本論文が淮塩流通地域との単なる比較におちいるのではなく、西南地区の地方官僚が実際に塩政をどのように運用してきたかという点を、奏摺などの一次史料に基づいて詳細に解明したことの意義は大きい。

しかしこれらの特徴・意義が同時に本論文に若干の問題をもたらしていることも否定できない。まず上記のような製塩の方法も含め、塩政に関わるさまざまな事項や用語が初出時に十分に説明されていない点が散見されるのは、塩政史や財政史を専門としない読者にとってはやや不親切といえるだろう。また本論では地域別、時系列で叙述が進められるが、全体の見通しが最後に示されるため、指摘される個々の事実の重要性が判断しづらい部分がある。さらには清朝史、ひいては広く中国前近代史の研究に対して、本論文で得た知見がどのように貢献できるか、という見通しが十分に示されていないという指摘もあった。とはいえ、これらの指摘が本論文の価値を決定的に損なうものとはいえないし、最後の点については、申請者の今後の研究の進展の中で明らかにされるべき問題であろう。

以上により、審査委員一同、本論文が博士（歴史学）の学位を授与するにふさわしいものと判断した。

## 試験の結果の要旨および担当者

報告番号	※ 甲 第 号	氏 名	謝 祺
試験担当者	主査	名古屋大学 准教授	林 謙 一 郎
	委員	名古屋大学 教授	井 上 進
	委員	名古屋大学 教授	加藤 久美子
	委員	名古屋大学 教授	古尾谷 知浩
(試験の結果の要旨)			
<p>名古屋大学大学院文学研究科（課程博士）審査内規第5条および第6条にもとづき、平成29年2月10日午後1時より2時間にわたり、文学研究科130会議室において試験担当者一同、申請者に面接し、論文内容および専門分野における研究能力について口頭試問を行った結果、申請者は合格と認められた。</p>			

以上の学位（博士）請求論文所見および学位（博士）試験の結果により、  
申請者は博士（歴史学）の学位を授与される資格があると認める。

平成29年 3月 8日

学位論文審査委員

主査	名古屋大学准教授	林 謙 一 郎
委員	名古屋大学教授	井 上 進
委員	名古屋大学教授	加藤 久美子
委員	名古屋大学教授	古尾谷 知浩